

2024年5月15日

内閣総理大臣
岸田 文雄様

「令和6年能登半島地震」に関する第四次申し入れ

立憲民主党

令和6年能登半島地震の発生から4か月が経過した。被災地では復旧が少しずつ進む一方、4000人以上が今も避難生活を送っているほか、石川県内では依然として断水が続くなど被災地では生活再建へ多くの課題が残ったままであり、多くの被災者が不自由な生活を強いられている。仮設住宅も、市や町からの要望戸数である6610戸のうち、今月初旬までに5716戸が着工したが、これまでに完成したのは3421戸（5月8日時点）にとどまっている。

半島特有の事情や過疎や人口減少問題をかかえる地域事情を考慮したきめ細やかな対応が必要である。

立憲民主党は、速やかな復旧・復興は当然のこと、今回の地震を踏まえて中長期的な視野に立った防災計画の推進を求め、ここに第四次の提言を行う。

政府においては、本提言を十分に考慮し、引き続き全力で対応されたい。

1. 最重要で早急に対応すべき事項

（応援体制の維持）

①被災地の復旧・復興を支えるため、4月以降に全国の自治体から石川県庁や県内の市町に少なくとも計約360人の職員が中長期で派遣されるが、当初の要望の7割超にとどまっている。国や自治体からの応援職員について、4月以降の継続と中長期での派遣が被災地より求められていることから、政府として一層の支援を行うこと。

②他自治体からの介護職員及び保育士の派遣などの人的支援を引き続き行うこと。

③奥能登では、道路や上下水道などの復旧工事が続くが、宿泊施設が慢性的に不足しており、作業員の宿泊施設の整備を進めること。

(被災者生活再建制度の拡充)

④被災者世帯への支援について政府は、能登地域6市町、半壊以上、高齢者や障害のある人がいる世帯、住民税の非課税世帯や児童扶養手当を受給している世帯、一定以上のローンの残債がある世帯を対象にしており、同じ震災で被害のあった石川県の一部の地域、富山県、新潟県は対象としないものとなっている。生活再建支援において、被災者を分断することなく高齢者の有無、県境などに関係なく支援するとともに、全震災被害者を対象に支援金の上限を倍増すること。

⑤かねてより、被災者生活再建支援法が支援を世帯単位としていることは問題であるとされ、被災者一人ひとりを対象として行うよう求められてきた。一人ひとりに確実に支援が届くよう、支援の対象を個人単位に改めること。

⑥液状化による被害の実態を踏まえ、制度の適用範囲・基準について、下限を現行の「半壊」から「準半壊」に引き下げるとともに、家屋の傾斜等による健康被害の度合いも基準に盛り込むよう検討すること。

⑦制度実施前に賃貸住宅に入居した世帯の遡及適用について、家賃が基準の上限を超える場合においても、超過分を入居者が負担することを前提として、制度の適用対象とすること。

(医療・介護体制の充実)

⑧能登地域は高齢化率が非常に高く医療・介護の需要が高い地域であるにもかかわらず、被災による従事者不足が深刻となっていることから、一時的に遠隔地に非難した住民も安心して帰還できる環境をつくるため、医療・介護分野の人材確保に向けた就労支援策を早急に講じること。

⑨能登半島の公立4病院では、相次ぐ看護職員の退職や診療を受ける人の減少により経営が成り立たなくなりつつあるため、機能維持に向けた支援をすること。

⑩災害関連死を防ぐため、避難所等において健康への配慮体制を強化すること。

(企業・団体等に対する支援)

⑪「なりわい再建支援補助金」などによる中小企業の復旧に当たって、事業者に寄り添いながら、中長期的な目線で経営計画の見直しをサポートするなど、ソフト面での支援も進めること。

⑫指定寄附金制度の事務手続きを簡略化すること。

⑬課税対象となるあらゆる業種の個人・団体について、分け隔てなくなりわい再建支援事業、税の減免、融資等の対象とすること。

⑭雇用保険未加入者やパート・アルバイト、個人事業主等に対する収入維持についての支援を強化すること。

(住宅再建・仮設住宅の整備推進等)

⑮家屋再建、集落再生の際の建築物の耐震性能、防火性能、環境性能(高断熱化、再エネ導入、バリアフリー)の確保を考慮すること。特に、多くの高齢者の入居が予想される仮設住宅・災害復興住宅については、ヒートショック対策の観点からより高い断熱基準(ZEH)で建設すること。

⑯空き家を含む瓦礫撤去をスピードアップすること。

⑰被害判定に納得ができず再調査を待つ人もいることから、被害認定調査の情報開示をすること。

⑱家屋の解体等に伴い、無事であった家財の一時保管場所を確保すること。

⑲準半壊・一部損壊であっても、求めがあれば公費解体できるようにすること。

⑳ライフラインが回復しても、みなし仮設や仮設住宅などから急いで退去させないように配慮すること。

㉑住宅再建に際し、地盤改良、擁壁修理及びジャッキアップ等の工事に対する財政支援を行うこと。

㉒集落単位での仮設住宅の建設等、被災住民が元の場所での生活を維持できるような特段の配慮を行うこと。

㉓相続権を持つ人が多数に上り全員の同意がとれないなどやむをえない場合は、所有権に関する問題が生じて申請者が責任を持って対応するといった内容の宣誓書を提出することで解体を行えるとの環境省の見解を周知することとともに、権利者による土地等の処分の迅速化に関する特例措置の法制化を検討すること。

㉔なりわい再建支援補助金に耐震化を加えること。

②⑤住宅の屋根瓦や屋内配管工事に、長期の工事待ちが発生していることから、住民が価格差なく県外事業者が発注できるよう、県外事業者の交通費、滞在費について助成を行うこと。

②⑥仮設住宅については、その効率的な運用を図るため、空きが生じた場合は自治体において入居対象を「準半壊」に拡大するなど、柔軟な対応につとめること。

(水道の復旧、災害廃棄物の処理促進)

②⑦地震の発生から4カ月以上が経過してもなお、被災地では3千戸以上で断水が続いている。特に珠洲市では復旧が遅れ、給水世帯の約4割にあたる約1940戸で断水が続いている。家庭などに水を供給できるようになっても、下水道が復旧しなければ排水に支障が出る。汚水が排水口から噴き出す恐れもある。長期の断水は生活再建の妨げになりかねない。地上に仮設の管を設けるなどして応急復旧を急ぐこと。

②⑧地域住民が管理する小規模な水道の復旧についても支援を強化すること。

②⑨県の年間ごみ排出量の7年分と見込まれる災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理に向けて、広域的な処理体制の構築などに処理に万全を期すこと。

(伝統工芸産業の再建支援)

③⑩被災した輪島漆芸技術研修所の早期復旧に向け、十分な財政支援を行うこと。地域コミュニティを維持するうえで極めて重要な役割を果たす祭りを再開・継承するため、キリコや山車などの用具の整備・修理等に対する支援について、補助率の嵩上げや採択件数の拡大などを行うこと。世界農業遺産の価値の保全に向け、棚田や揚げ浜式製塩等の維持・管理や、祭りなどの農耕儀礼の継続・再開も含めた地域コミュニティの維持等に係る支援を強化すること。

③⑪輪島市黒島地区(重要伝統的建造物群保存地区)における被災建造物修理に係る所有者の負担の軽減をはかるため、補助率の嵩上げなど、さらなる支援を行うこと。国指定等文化財の修理に係る所有者の負担の軽減についても支援すること。

(漁港・海岸の復旧・復興支援)

③⑫地盤隆起により機能を失った漁港について、復興までの間、人的支援を含め、国の全面的な伴走支援を継続すること。被災した漁業者の早期の事業の再開に向け、

操業に必要な氷・油・出荷手段の確保などに係る経費に対する支援を強化すること。

③漁業の復旧・復興を加速するため、津波で使用できなくなった漁網やロープ、浮きなどの漁具について、災害ごみとして取り扱うこと。

④和倉温泉では、護岸に甚大な被害が発生しており、早期復旧への支援を加速すること。

2. 中長期的な視野に立った今後の防災計画

①地震と原子力災害との複合災害になった場合、今回の能登半島地震のように家屋が倒壊すれば屋内退避は困難であり、道路寸断や海岸隆起、津波によって避難も難しく、情報伝達も課題を抱えているなど、避難計画が「絵に描いた餅」であることが明確になった。原子力災害対策指針の見直しを行うとともに、避難計画の実効性を確保すること。

②液状化被害を踏まえた今後の液状化防止対策への支援を検討すること。

③財政的に厳しい市町村が安心して復旧・復興に取り組むことができるよう、国庫補助の最大限の活用や地方財政措置の充実等をはかること。過去の震災復興に大きな役割を果たした復興基金や復興交付金の例も踏まえ、被災自治体への自由度の高い交付金等の支援を行うこと。

④避難所におけるペット同行避難ができる場所の要望が多いことを踏まえ、必要な施設整備について、国から各自治体へ支援を検討すること。

⑤実態に即した支援を行うために、現物給付にこだわるのではなく、広く災害救助法第4条3項を活用し、金銭給付による救助も進めること。

⑥避難生活の長期化に備えた避難所のあり方について、検討を進めること。

⑦復興予算については、閣議だけで使い道を決める予備費ではなく、国会で議論をして補正予算を組むこと。

⑧多くの国道などが寸断された今回の経験に鑑み、「住民が孤立することを防止するため」、避難施設や備蓄倉庫、通信設備を整備し、「救助その他の保護を迅速かつ的確に実施する」よう定める半島復興法の内容を拡充しその延長を図ること。

⑨ハード面ばかりに目を向け公共事業を急ぐのではなく、生活や生業の再建を重視し、住民と「どんな街を作るか」を議論し、復興の進め方を共有すること。

⑩財政制度等審議会の分科会は4月9日、能登半島地震の復旧・復興の在り方について「集約的なまちづくりも検討していく必要がある」との考えを示しているが、まだ復旧もできていない地域もある中、復旧を急ぐとともに、コスト論先行ではなく、復興に向けては住民や自治体の意思を十分に反映させること。

以上